

伊方町農業支援センターだより

Farmer's Communication Magazine For IKATA Member's



町とJAの連携強化で 更なる農業支援充実へ

たなか ちゆき
田中 治志

西宇和農業協同組合代表理事理事長
伊方町農業支援センター運営協議会会長

皆さまにおかれましては、日頃からJA運動並びに事業各般に亘って格別のご理解とご協力を賜り、また、積極的な地域振興活動に対し、厚くお礼申し上げます。

近年の農業を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。世界的な政治・経済の不安は景気の回復を妨げるばかりでなく、TPP（環太平洋連携協定）への参加問題では、農業を含むあらゆる地場産業・医療制度・食の安全の崩壊が懸念されるなど、国民生活に直接的な影響が及ぼされる危険を孕んでおります。このような状況の中、JAでは西宇和産地の大きな課題である高齢化・担い手不足への対策として「農地集積円滑化事業」を取得し、JA・県・行政と三位一体となり「農地を守って生産量を維持する」営農プロジェクトを新たに立ち上げ、推進して参る所存であります。

伊方町におかれましては、他に先んじての農業支援センター設置運営など、地域農業発展に積極的に取り組んでいただいておりますことを、生産者を代表してお礼申し上げますとともに、今後とも一層の農業支援充実に向けて、更なる連携強化をお願い致します。

皆さまの今後益々のご発展を心からご祈念申し上げ、ご挨拶と致します。

CONTENTS

1. ごあいさつ 西宇和農協理事長・支援センター運営協議会会長 田中治志氏
2. 平成24年度伊方町農業支援センター役員・スタッフと担当業務紹介
3. 認定農業者協議会・青年農業者協議会総会・役員紹介
4. 資金制度を利用して、地域農業を活性化させよう！
5. 各種補助事業紹介（国の事業・町の事業）
6. 人を雇う前に「労災保険」に加入しましょう
8. 農業者なら公的年金は「農業者年金」で
9. 農作業のお手伝いさん募集！！
10. 伊方町農業者「ニューフェイス」紹介 都築由夏さん（三崎）
11. 求人・求職申込書（切り離し）



企画発行 / 伊方町地域担い手育成総合支援協議会（伊方町農業支援センター内）
〒796-0301 西宇和郡伊方町湊浦 1993-2
JAにしうわ伊方支店 営農管理センター内
TEL (0894) 38-0311 FAX (0894) 38-1063

◆瀬戸・三崎地区の受付窓口◆
瀬戸総合支所地域振興室 TEL (0894) 52-0113
三崎総合支所地域振興室 TEL (0894) 54-1113

● 伊方町農業支援センター役員・スタッフ・業務内容紹介

運営協議会役員

役職	氏名	所属・役職
会長	田中 治志	J A にしうわ代表理事理事長
副会長	山下 和彦	伊方町長
	阿部 好晴	伊方町農業委員会会長
	石崎 照夫	八幡浜地方農業共済組合組合長理事
	大星 政人	伊方町土地改良区理事長
	井上 善一	瀬戸町土地改良区理事長
	山下 茂	三崎町土地改良区理事長
	西岡 守應	愛媛県南予地方局産業経済部 八幡浜支局地域農業室長



職員 スタッフ

役職	氏名	所属
所長	田口 憲弘	J A にしうわ
室長	大野 信幸	伊方町役場
主任	山内 清秀	伊方町役場
主事	渡邊 裕哉	伊方町役場
農業指導員	脇本 源一	伊方町役場
事務補助員	中野 清子	伊方町役場
営農指導課課長	田口 憲弘	J A にしうわ
営農指導員	林 正徳	J A にしうわ
営農指導員	加藤 智也	J A にしうわ
生活指導員	黒田 寛子	J A にしうわ
営農指導課	増原 由	J A にしうわ

関連窓口 スタッフ

所属・役職	氏名	所属
伊方町農業委員会事務局 局長	三好 正弘	伊方町役場
伊方町農業委員会 主任	小西紀代子	伊方町役場
瀬戸総合支所地域振興室 主事	松本 勇太	伊方町役場
三崎総合支所地域振興室 主任	山田三二美	伊方町役場
産業振興課 農業振興研究員	二宮 福雄	愛媛県
地域農業室 担当係長	長谷川進一	愛媛県八幡浜支局
地域農業室 専門員	藤田 玉枝	愛媛県八幡浜支局
地域農業室 主任	山内 京子	愛媛県八幡浜支局
町見事業所 営農指導員	久瀬 賀仁	J A にしうわ
瀬戸出張所 営農指導員	曾根 晋	J A にしうわ
三崎出張所 営農指導員	西川 吾一	J A にしうわ
三崎出張所 営農指導員	柴田 法行	J A にしうわ



私たちは、こんな業務をしています

●地域営農に関すること (役場)	中山間地域対策事業、農業担い手支援、農業振興対策推進等に関すること。
●農業支援に関すること (役場)	補助事業相談指導、鳥獣害対策に関すること。
●農業委員会に関すること (役場)	農地法に基づく業務、農業経営基盤強化促進法に基づく業務、農業者年金に関すること。
●土地改良区に関すること (役場)	土地改良区の運営に関する業務、土地改良区事務。
●営農指導課 (JA)	営農指導、補助事業、無料職業紹介、農地流動化、青壮年同志会事務局、女性部事務局、税務指導、農業者年金、労働災害保険、南予用水、伊方町共同防除組合事務局。

● 「認定農業者協議会」「青年農業者協議会」 総会・役員紹介

伊方町認定農業者協議会は 5 月 23 日、平成 23 年度総会を開き、新年度事業計画を決めました。



上甲 覚 会長



井上 悦雄 副会長

平成 24 年度 認定農業者協議会役員

役 職	氏 名	地 域
会 長	上甲 覚	中 之 浜
副 会 長	井上 悦雄	大 江
会 計	山口勇一郎	九 町
監 事	阿部 道忠	大 久
監 事	宇都宮幹吾	松
理 事	山田 信一	大 浜
理 事	加藤 安道	川 永 田
理 事	濱松 爲俊	大 久
理 事	杉山 村夫	三 崎
理 事	中村亀三郎	三 崎

伊方町青年農業者協議会は 5 月 25 日、平成 23 年度総会を開き、新年度事業計画や新役員を決めました。



土居 敏矢 会長



齋藤 博人 副会長



平成 24 年度 青年農業者協議会役員

役 職	氏 名	地 域
会 長	土居 敏矢	中 之 浜
副 会 長	齋藤 博人	三 崎
会 計	井上恵一郎	九 町
監 事	三浦 文靖	中 之 浜
監 事	田中 浩二	三 崎
理 事	堀口 勝平	中 之 浜
理 事	中村 俊輔	三 崎

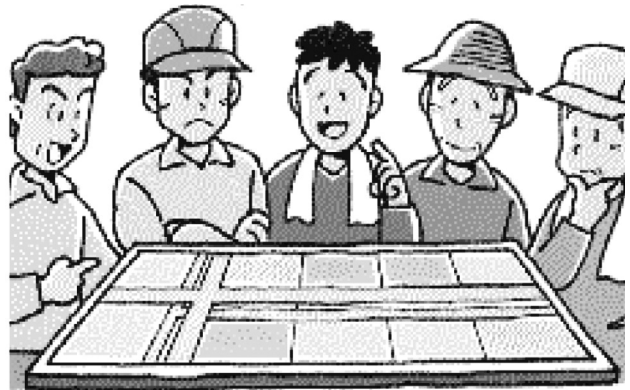
資金制度を利用して、地域の農業を活性化させよう！

現在の農業は、従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など多くの問題を抱えています。これらの問題を解決するために次の制度ができました。本町に関係のある部分を紹介します。

- 青年就農給付金 年間150万円支給（独立・自営就農が要件）
- スーパーL資金 当初5年間無利子化（認定農業者に限る）

Q. 青年就農給付金とは？

A. 青年の就農意欲の喚起と就農定着を図るため給付金を給付する制度で、経営開始型と準備型の2種類があります。経営開始型は、経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する給付金を給付、準備型は、就農前の研修期間（2年以内）の所得を確保する給付金を給付します。



Q. 青年就農給付金（経営開始型）を受ける要件（給付対象者）は？

A. 次の5要件をすべて満たす必要があります。また、年齢は45歳未満で前年の所得が250万円未満であることが条件です。

- ①農地を自らが所有又は利用権設定
- ②必要な機械を自らが所有又は貸借
- ③本人名義で生産物・生産資材等を出荷・取引
- ④本人名義の通帳・帳簿で、経営収支を管理
- ⑤農業経営の主宰権

※経営継承、独立自営等の形態によって様々な場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

これらの制度を利用するためには、「人・農地プラン」の作成が必要です。このプランには、今後の地域の中心となる経営体（個人・法人・集落営農）とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方等を明記します。青年就農給付金（経営開始型）やスーパーL資金当初5年間無利子化の制度を利用する方は、この中に位置づけが必要となっています。

このプランの原案は町で作成しますが、詳細については各地域のみなさんの話し合いにより決定します。

この機会を利用して、地域の農業を見直し活性化に役立てましょう。

※新規事業のため、要件に変更が生じる場合があります。

町の支援制度について

第一次産業（農業・漁業）を担う若者を中心とした新規就業者を一人でも多く確保するため、町単独事業として就業経費の支援をつぎのとおり行っています。

「新規就業者支援対策事業」

補助金額は、

①親族の元で就業する者	月額 5万円
②新規経営又は自立経営する者	月額10万円

要件は、

- ①新規学卒就業者及び新規参入者で、新たに就業した者
- ②町内に居住する者で、申請時に18歳以上40歳以下の者

※支援期間は、3年以内です。

※平成23年4月以降の新規就業者が対象です。



【これらの制度に関する問い合わせ先】 伊方町農業支援センター ☎38-2658

各種補助事業の紹介

国の事業

- **果樹経営支援対策事業（基金）【H23～H26】**
「改植・高接・廃園・小規模園地整備・かん水施設・軌道施設などに助成」
- **果樹未収益期間支援事業【H23～H26】**
「優良品目・品種への改植実施にともなう未収益期間について支援」
- **耕作放棄地再生利用緊急対策事業（基金）【H23～H25】**
「耕作放棄地を再生・利用する取組やこれに附帯する施設などの整備・農地利用調整・営農開始後のフォローアップなど、地域の取組を総合的・包括的に支援」
- **鳥獣被害防止総合対策事業【H24～H26】**
「野生鳥獣被害が深刻化・広域化する中、農家の生産意欲向上に向け、侵入防止柵の整備など被害防止のための総合的な取り組みを支援」
- **新規就農総合支援事業（青年就農給付金）**
「青年の就農意欲の喚起と就農定着を図るための給付金を交付」

県の事業

- **果樹戦略品種等供給力強化事業【H23～H27】**
「県果樹農業振興計画に基づく取組の推進のため、国補事業の対象とならない整備をきめ細かく補完し、産地供給力等を強化・戦略品種のブランド化促進」
- **鳥獣害防止施設整備事業【H23～H27】**
「国の補助事業の採択が困難な地域において、被害防止対策をより効率的に進め生産意欲向上を図る」
- **6次産業化産地ステップアップ事業【H23～H25】**
「6次産業化に向けたビジョンづくりや計画策定、加工品開発や生産体制までの総合的な支援」

町単独事業

- **新規就業者支援対策事業**
「就農月額 5万円または10万円を助成」
- **新規就業者技術研修事業**
「新規就業者向けの技術研修受講者への補助」
- **後継者結婚祝い金支給事業**
「農業後継者の結婚祝い金として10万円を支給」
- **高校奨学金返還助成事業**
「高校卒業後に県内で就農した者で、高校在学時に奨学金を借り受けていた者へ助成」
- **就農研修資金償還助成事業**
「就農研修資金を借り受け、研修後に県内で就農した認定就農者及び継続研修中の認定就農者へ助成」



※ 事業実施期間、補助金額、採択要件などにつきましては、変更する場合があります。
 ※ 平成 24 年度実施の一部の補助事業につきましては、取りまとめ終了しております。

各補助事業の詳細・申し込みは、■伊方町産業振興課（農業支援センター）までお問い合わせ下さい。

～ 事業主のみなさん ～


人を雇う前に「労災保険」 に加入しましょう

みかん採り等の農作業のために雇った人（労働者）が仕事中にケガをしたときには、事業主が治療費を負担し、そのケガのため働けないときは、休業補償を支払うことが義務づけられています。しかし、大きな事故が起きた場合には、十分な補償ができない場合もあります。そこで、労働災害が起きたときに労働者が確実な補償を得られるように労災保険制度が設けられています。

労災保険に加入していれば、労働者が業務中や通勤途中にケガをしたり、業務がもとで病気になったりした際に、治療費等の給付、休業の給付、障害が残った場合の給付、遺族への給付などを労災保険から支払うことができます。

平成 23 年度

西宇和管内の農作業事故報告数 17 件

事故の主な原因	傷病内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 雑草や傾斜地で足を滑らせて転倒 ・ 枝が折れるなどで木から転落 ・ モノレール等、農機具取り扱い中の事故 	骨 折 7 件 打 撲 4 件 捻 挫 1 件 その他 5 件 

半数以上の方は、ケガをしたことにより 1 ヶ月以上、入院または通院をされています。



保険料は、年間支払賃金の 1.2 %

例えば、平成 23 年度に支払った賃金が 50 万円だった場合、
 $50 \text{ 万円} \times 1.2 \% = 6,000 \text{ 円}$

**加入時に支払う保険料は
6,000 円です**

—— 労災保険の補償内容について ——

療養(補償)給付

農作業事故によるケガ等を病院等で治療する場合

- 必要な治療が無料で受けられます。

休業(補償)給付

農作業事故によるケガ等の療養のため、労働することができない日が4日以上となった場合

- 休業4日目以降、休業1日につき平均賃金60%の休業補償と、20%の特別支給金合計80%相当額が支給されます。

障害(補償)給付

農作業事故によるケガが治った後に、所定の障害等級に該当する障害が残った場合

- 障害の程度に応じた年金または一時金が支給されます。

遺族(補償)給付

農作業事故により死亡した場合

- 遺族人数等に応じた遺族年金または遺族一時金が支給されます。

葬祭料・葬祭料給付

農作業事故により死亡した方の葬儀を行う場合

- 給付基礎日額に応じた額が支給されます。

傷病補償年金 傷病年金

農作業事故によるケガ等が療養開始後1年半を経過した日に治っておらず、ケガ等による障害の程度が傷病等級に該当する場合

- 障害の程度に応じた額が支給されます。



一定の要件を満たしていれば、事業主・家族従事者の方も労災保険に加入することができます。詳しくはお問い合わせください。

お申し込み・お問い合わせ

伊方町農業支援センター・JA西宇和町見事業所・JA西宇和瀬戸出張所・JA西宇和三崎出張所の各担当者へお願いします。

農業者なら公的年金は「農業者年金」で

★ 農業に従事されている方は誰でも加入できます。

60歳未満の国民年金第1号被保険者であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

<家族一人ひとりの年金を！今、女性の新規加入者が増えています。>

★ 少子高齢時代に強い年金です。年金資産は安全かつ効率的に運用しています。

自ら積み立てた保険料とその運用益（付利）により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。自分が必要とする年金額の目標に向けて、**保険料を自由に決められ（月額2万～6万7千円の間で千円単位）**、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

（注）：運用の結果得られる年金原資が、積み立てた保険料の総額を下回らないという保証はありませんが、安全性を重視した運用方法や、65歳の年金裁定時に運用収入の累計額ができるだけマイナスとならないようにする準備金の仕組み等を導入しています。

★ 終身年金で80歳までの保証付きです。

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。

仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金として支給します。

★ 税制面で大きな優遇措置があります。

- 支払った保険料は、**全額（1人当たり最高年額80万4千円）が社会保険料控除の対象**となり、所得税・住民税が節税になります（**支払った保険料の15%～30%程度が節税**）。
- 保険料を農業者年金基金が**運用して得られる収益（運用益）は非課税**です。
- 将来受け取る農業者年金には**公的年金等控除が適用**（65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までは非課税）されます。

<つまり入口から出口まで税制上の優遇措置があります。>

★ 認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（**月額最高1万円**、通算すると**最大で216万円**）があります。

この国庫補助額に見合う年金は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から**特例付加年金として受給**できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

<農業の担い手の皆様への特別な支援です。>

農業者年金の内容やご相談については、JAか農業委員会へお気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

JA西宇和伊方支店	☎38-0311
町見事業所	☎39-0311
瀬戸出張所	☎53-0211
三崎出張所	☎54-1122
伊方町農業委員会	☎38-2658

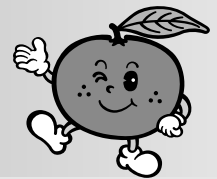


農作業 **収穫 草刈 防風垣 剪定** などのお手伝いさん募集!!

農作業のお手伝いさん(登録支援者)を募集しています。
 農作業で人手が必要になった時、少しの時間でもお手伝いして頂けませんか？
 「土日だけ、または半日・短時間なら…」という方も大歓迎です。農家・非農家も問いません。「美味しいミカン作りの手伝いをしてみたい」「何かの役に立ちたい」「無理のない範囲で体を動かす仕事がしたい」…こんなお気持ちをお持ちの方は、ぜひ「登録支援者」になってください。
 登録ご希望の方は、本誌 11ページの「求職申込書」に記入し提出してください。

【申し込み・問い合わせ】

JAにしうわ伊方支店 無料職業紹介所 (伊方町農業支援センター内)
 TEL 38-0311 FAX 38-1063 (担当: 田口 ・ 林)



農作業委託料金表 (平成24年度版)

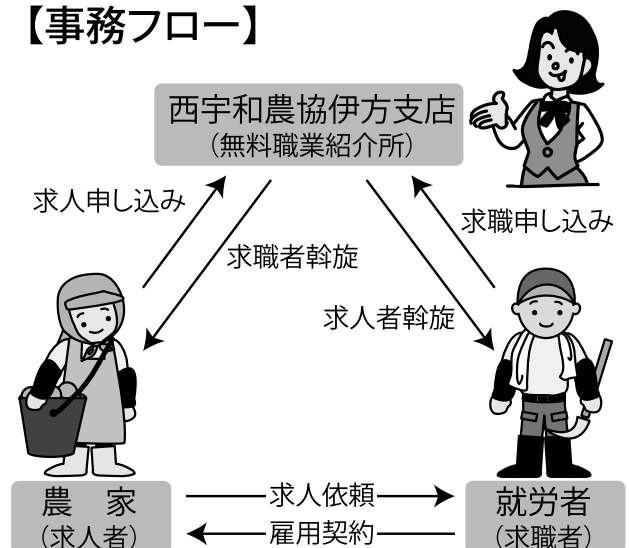
作業別雇用賃金

作業分類	作業内容	時間単価	
普通労働	摘果	800円 ～	
	収穫		
	選果		
	サンテ・袋掛け		
	除草剤散布		
	高接ぎ補助		
	苗植		
	施肥		
重労働	防護柵(電気)	1,000円 ～	
	芋掘り		
	マルチ敷き・はぎ		
	防護柵(鉄柵)		
	草刈り		1,250円 ～
	運搬		
	防風垣剪定		
防除			
特殊技術労働	伐採	1,500円 ～	
	高接ぎ		
	剪定		
	雑石積		

農機具等使用料

農機具の種類	支援者の機械・器具を使用した場合
杉刈機・草刈機・除草剤散布機・トラック・動力噴霧器・チェーンソー・など、燃料が必要な農機具	燃料代金などの 実費を支払う

【事務フロー】



※上記の表は、あくまで「基準単価」です。作業前に求人者・求職者間での個別交渉で料金を決定しましょう。



熱中症にご注意ください!!

『もうひとふんばり』でもその前に
木陰に入ってひとやすみ



暑い日が続いています。
夏休みに入ってお子さん、お孫さんたちが遊びに来る前に田んぼや畑をきれいにしておきたい、そんな気持ちはあるでしょうが、夏の暑い日は熱中症に気をつけましょう。
無理せずこまめに水分補給、ひとやすみ。少し塩分も取るといいみたいです。
体調の悪い日は熱中症になりやすいので、特に注意してください。

水分補給・塩分補給を忘れずに。
体調不良は事故のもと、睡眠不足は無理せず昼寝。

中国四国農政局 農作業事故撲滅キャンペーン
<http://www.maff.go.jp/chushi/seisan/anzen/>

NEW FACE ^{ニューフェイス} 伊方町の新規就農者を紹介!!



つづき ゆか
都築 由夏 さん

伊方町三崎
昭和 53 年 3 月 18 日生まれ

自分の性格

几帳面で気が短い。動物大好き。

就農のきっかけ

小さい頃から両親が一生懸命山仕事をしているのを見てきた。今まで迷惑をかけてきた分、跡を継いで親孝行したいと思った。

農業に対するイメージ

一年中忙しくて大変だけど、やりがいのある仕事。

今後の目標

まずは自分で何でもできるようになって自立する。

伊方町に望むこと

これからずっと農業を続けていくので、農業がしやすい環境づくりや支援をお願いしたい。

西宇和農業協同組合 伊方支店営農管理センター 無料職業紹介所 様

求 職 申 込 書

申請年月日	平成 年 月 日	※受付年月日	平成 年 月 日			
※受付者氏名		※受付番号	第 号			
ふりがな 求職者 氏名	(印)	性別	男・女			
住 所	伊方町					
生 年 月 日	大正・昭和・平成 年 月 日 (歳)					
連 絡 先	TEL	携帯TEL				
運 転 免 許	有 () ・ 無	通 勤 方 法	バイク・自動車・その他			
農作業経験	有る ・ 少々有る ・ 無い (専業農家 ・ 兼業農家 ・ 非農家)					
作 業 内 容	希望する作業に○印をつけて下さい。(複数可) ◎印は、体力のいる仕事です。					
	作 業 項 目	経 験 の 有 無	希 望 す る 作 業	作 業 項 目	経 験 の 有 無	希 望 す る 作 業
	果樹の剪定			マルチ敷き、はぎ		
	◎防風垣の剪定			摘果		
	◎草刈り			収穫		
	◎除草剤散布			◎運搬		
	高接ぎ (技術職)			選別		
	高接ぎ (補助)			◎伐採		
	苗植え			袋掛け		
	◎芋掘り			◎雑石積		
	施肥			◎防護柵 (電気) 設置		
防除			◎防護柵 (鉄柵) 設置			
就労可能期間	年 間 ・ 平成 月 日 ~ 平成 月 日まで					
就労可能時間	午 前 ・ 午 後 ・ 終 日					
就労可能地域	伊方町内全域 ・ 伊方地域 ・ 瀬戸地域 ・ 三崎地域					
その他条件						

(注) 該当する項目に記入又は○印をして下さい。なお、※印欄は記入不要です。

西宇和農業協同組合 伊方支店営農管理センター 無料職業紹介所 様

求人申込書

申請年月日	平成 年 月 日	※受付年月日	平成 年 月 日	
※受付者氏名		※受付番号	第 号	
ふりがな <u>求人者</u> 氏名	印	年 齡	歳	
住 所	伊方町			
連 絡 先	TEL	携帯TEL		
作業内容	希望する作業に○印をつけて下さい。(複数可)			
	作 業 項 目	希望する作業	作 業 項 目	希望する作業
	果樹の剪定		マルチ敷き、はぎ	
	防風垣の剪定		摘 果	
	草刈り		収 穫	
	除草剤散布		運 搬	
	高接ぎ (技術職)		選 別	
	高接ぎ (補助)		伐 採	
	苗植え		袋掛け	
	芋掘り		雑石積	
	施 肥		防護柵 (電気) 設置	
	防 除		防護柵 (鉄柵) 設置	
就 労 場 所	伊方地域 ・ 瀬戸地域 ・ 三崎地域			
求 人 数	人			
雇用予定期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日まで			
就 業 時 間	午前 時 分 ~ 午後 時 分			
休 日	土曜日 ・ 日曜日 ・ 雨天			
その他条件	賃 金 = _____ 円/時間 交 通 費 = _____ 円/1回 賃金支払日 = 毎日 ・ まとめて 支払方法 = 現金 ・ 口座振込み 労災保険加入 = 有 ・ 無			

切り取ってお使いください

(注) 該当する内容に○印又は記入をして下さい。なお、※印欄については、記入不要です。